

3) 本計画における減量化目標値の設定

上位計画である国及び県の減量化の目標を踏まえ、本計画における目標値を定める。

平成26年度の、1人1日当たりのごみ排出量を12%削減することを目標に、目標値を定める。

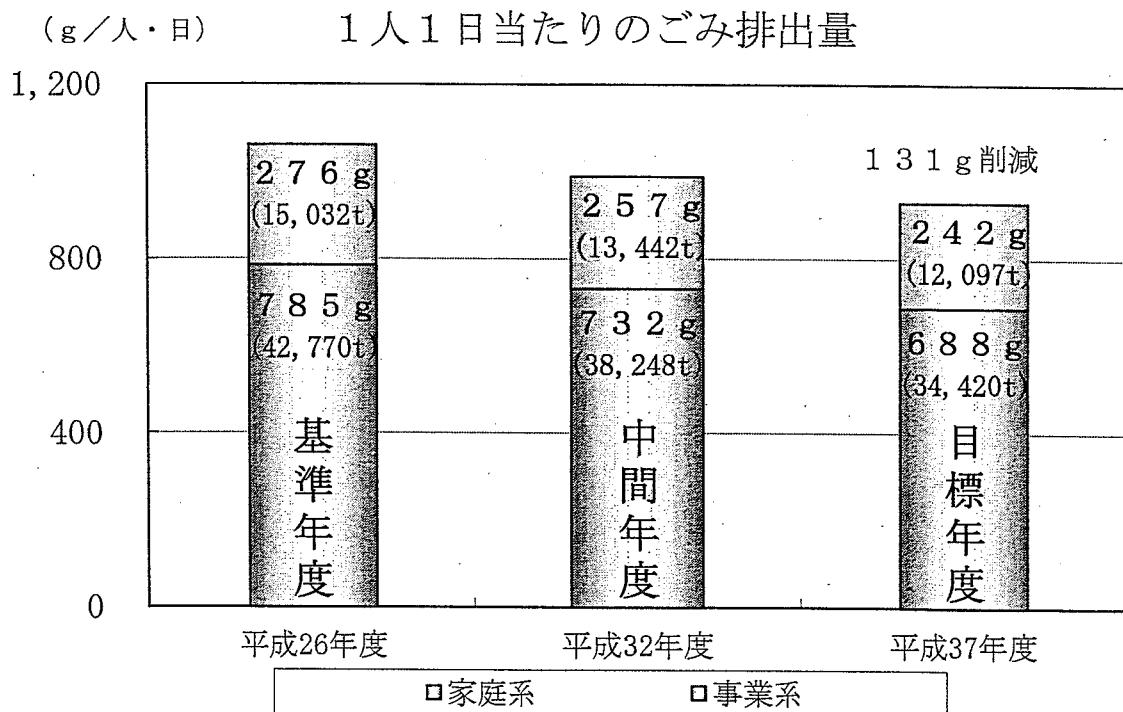
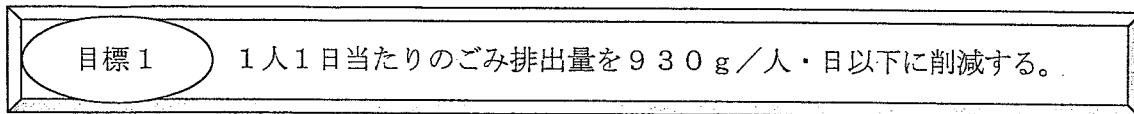


図 6-6-1 本計画における減量化目標

減量化目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めることとする。数値としては、人口変動に影響を受けない1人1日当たりのごみ排出量を基準値とする。

市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことにより、具体的な目標値として、平成37年度には1人1日当たりのごみ排出量131gの削減を目指す。

<算出方法>

$$\text{1人1日当たりのごみ排出量} = \frac{\text{年間収集量} + \text{十年間直接搬入量} + \text{集団資源回収量}}{\text{計画収集人口} \times 365\text{日}}$$

(排出原単位)

4) 本計画における資源化目標値の設定

家庭系ごみ収集における資源ごみ回収量を可能な限り上昇させ、リサイクル率を1.8%増加することを目標値とする。

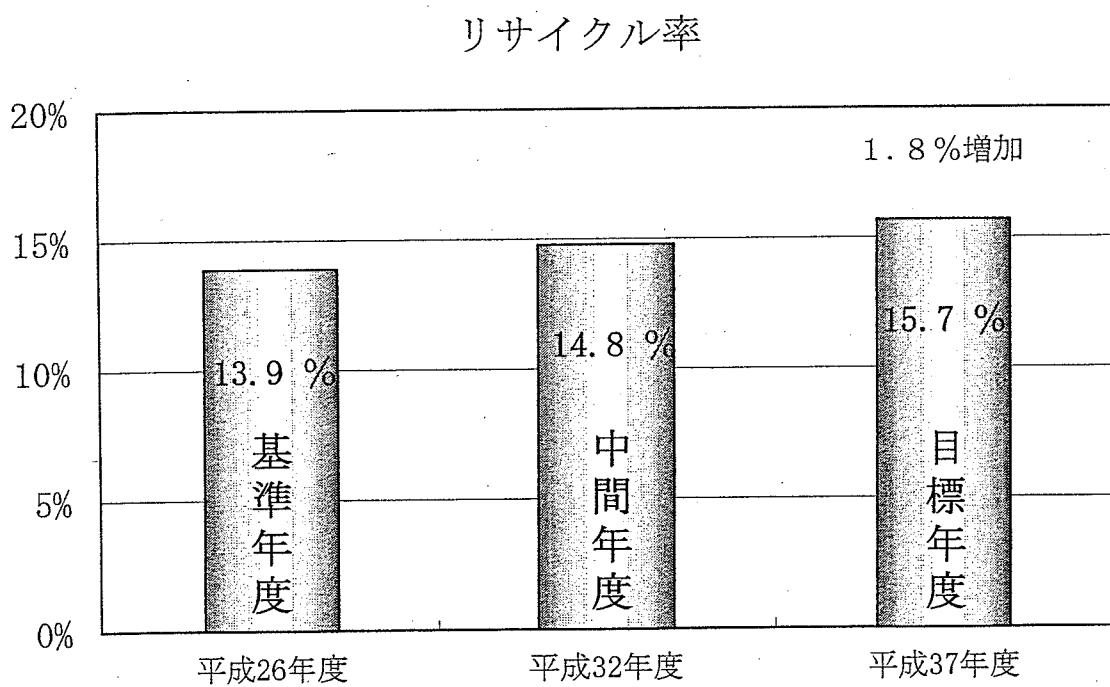
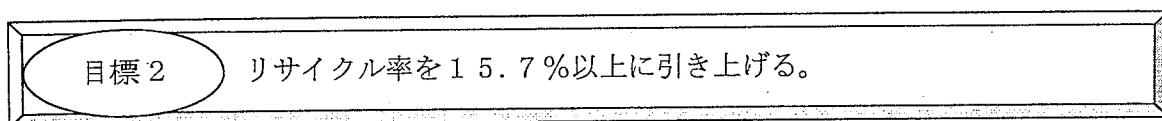


図 6-6-2 本計画における資源化目標

ごみ資源化は、分別を適切に実施することが重要である。

本市のごみの組成を見ると、紙類、布類が約4割を占めており、これら組成を中心に全般的に分別の徹底を呼びかける啓発活動や出前講座等を実施し分別しやすい仕組みづくりについて、重点的に取り組み、資源物の回収率の向上を目指すこととする。具体的な目標値として、平成37年度にはリサイクル率15.7%以上を目指す。

<算出方法>

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量}}{\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団資源回収量}}$$

5) 本計画における最終処分に係る目標値の設定

減量化・資源化の目標を達成した場合、最終処分率が 11.3%となることから、0.3%削減することを目標とする。

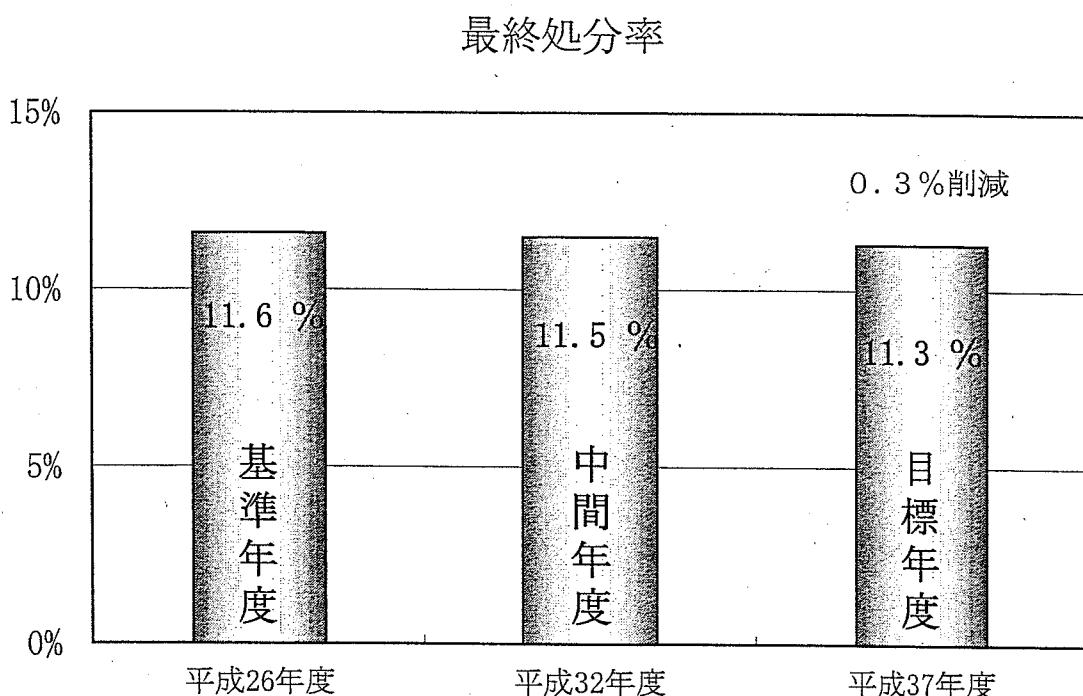
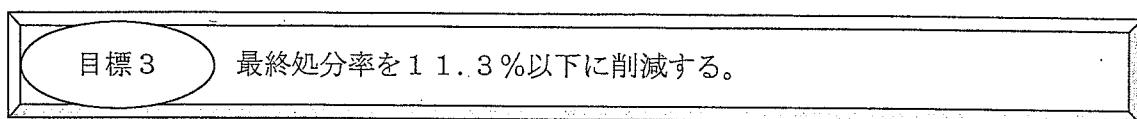


図 6-6-3 本計画における最終処分に係る目標

本市では、各種ごみ減量施策の展開、溶融スラグの利用など最終処分場の延命化に努めているが、現有最終処分場の残余年数は、今後 7 年程度と見込まれているため、新たな埋立容量を確保すべく次期最終処分場の整備が必要である。

最終処分に当たっては、極力処分量を削減するとともに適正な処理を行い、地域が安心できる生活環境の保全に努めることとする。具体的な目標値として、平成 37 年度には最終処分率 11.3%以下を目指す。

<算出方法>

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{年間収集量} + \text{年間直接搬入量} + \text{集団資源回収量}}$$

6) 各種目標値のまとめ

以上から、減量化、資源化率並びに最終処分率に係る本計画における目標値をまとめると下記に示すとおりである。

表 6-6-3 目標値のまとめ

対象年度	現況		目標
	平成26年度	平成37年度	
減量化	1人1日当たりのごみ排出量	1,061g/人・日	930g/人・日
	総ごみ量	57,802 t	46,517 t
資源化	リサイクル率	13.9%	15.7%
	総資源化量	8,007 t	7,305 t
最終処分	最終処分率	11.6%	11.3%
	最終処分量	6,688 t	5,251 t

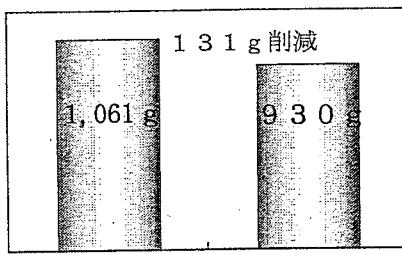
将来目標の設定値

◇計画目標年次 平成 37 年度

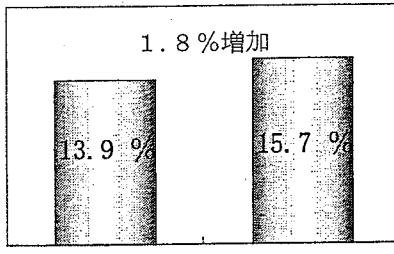
◇計画の目標

- ・1人1日当たりのごみ排出量を、平成26年度から131g削減
- ・リサイクル率を、平成26年度から1.8%増加
- ・最終処分率を、平成26年度から0.3%削減

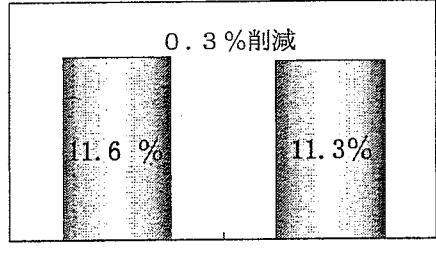
1人1日当たりのごみ排出量



リサイクル率



最終処分率



平成26年度

平成37年度

平成26年度

平成37年度

平成26年度

平成37年度

2. 目標値設定後の計画ごみ排出量及び処理・処分量の見通し

目標値設定後の計画ごみ排出量及び処理処分量の見通しを、108~109ページに示す。

第7章 計画の推進と進行管理

第1節 基本方針

1. 基本方針

本計画を遂行するためには、住民、事業者並びに行政が一丸となって3R（Reduce・Reuse・Recycle）を推進し、資源循環型社会の構築に向けて取り組んで行くことが重要である。従って、

みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき

を基本方針として掲げ、本市に関わる各者が以下の役割分担のもとで取り組んでいくこととする。

住民の役割

- 商品の購入の際は、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めていく。
- 商品の使用の際は、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、使い捨て商品使用の回避による排出抑制を励行していく。

事業者の役割

- 原材料の選択や製造工程を工夫することにより自ら排出するごみの排出抑制に努める。
- 販売の際は過剰包装を抑制し、売れ残りを減らす工夫などの排出抑制に取り組んでいく。
- 排出の際は住民の役割同様に、適正分別・適正排出に努めていく。

行政の役割

- ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民及び事業者の自主的な取り組みを促進する。
- 適正かつ安全に処理できる施設を整備し、良好な生活環境及び環境保全に努めていく。
- 行政からの排出の際も、住民の役割同様に、適正分別・適正排出に努めていく。

2. 目標値

第6章の予測結果を考慮し、計画目標年次の平成37年度で以下の目標値を設定する。

1人1日当たりごみ排出量目標値 : 930g/人・日

廃棄物からのリサイクル率目標値 : 15.7%以上

最終処分率目標値 : 11.3%以下

3. 施策の基本方向

基本方針に掲げた本市の将来像を実現するため、また第5章で示した各種課題に対応していくために、施策の基本方向を以下のように設定する。

○ 3 R の 推 進

1) 3 R の推進

本市のリサイクル率が低いことも考慮しつつ、循環型社会形成の要となる3R（Reduce=排出抑制・Reuse=再使用・Recycle=再生利用）を推進するため、排出抑制によるごみ量の削減や、適正分別の励行、新規品目の資源回収等による資源化率の向上を図っていく。

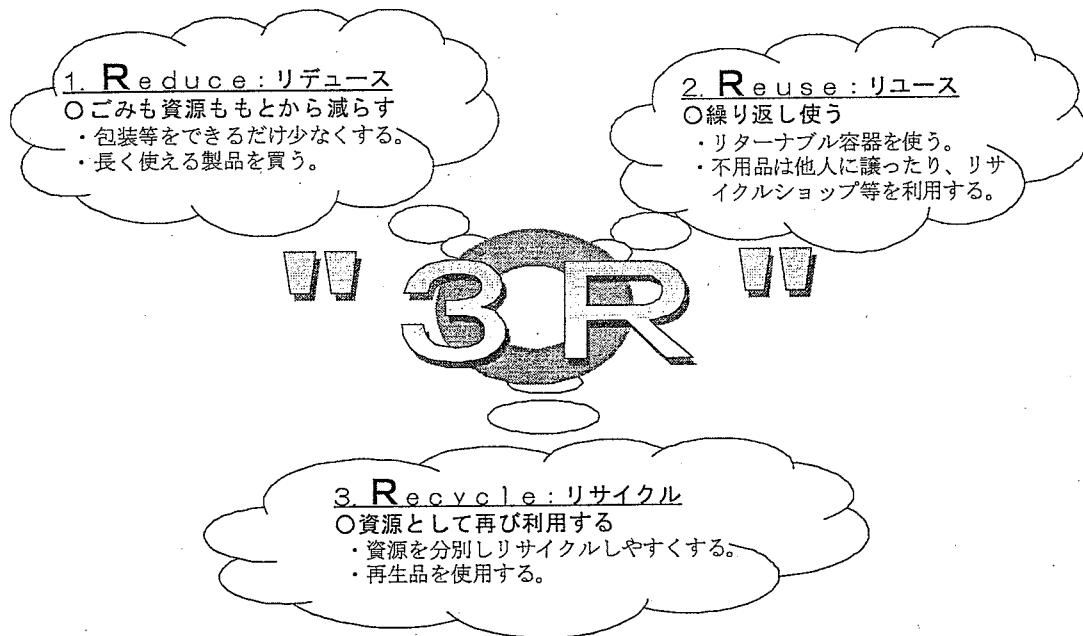


図 7-1-1 3 R の考え方

4. P D C A サイクルの実行

本計画の遂行にあたっては「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるP D C Aサイクルの考え方により、石巻市廃棄物対策審議会において、計画内容の点検、評価、見直しを行っていく。

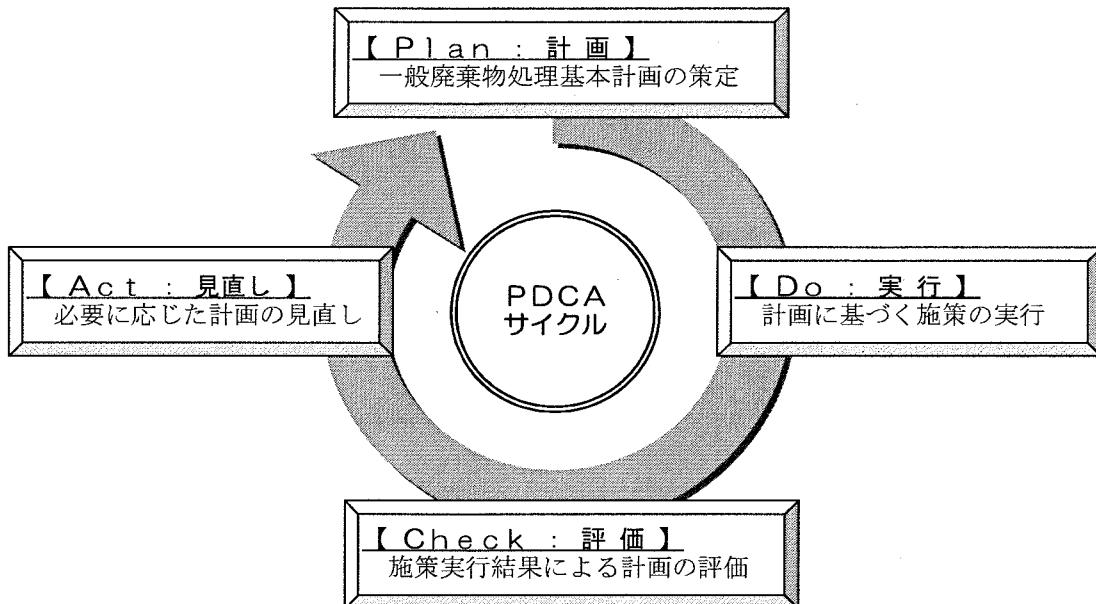


図 7-1-2 ごみ処理基本計画策定指針におけるP D C A モデル

① 一般廃棄物処理基本計画の策定 (P l a n)

本計画（廃棄物処理法第6条第1項の規定に「市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と示された計画）

【実施主体：市】

② 施策の実行 (D o)

本章後段で示す収集・運搬計画、減量化・資源化計画、中間処理計画並びに最終処分計画に基づき、年度ごとに策定する実施計画と整合を図りながら実施していく。

【実施主体：市、市民、事業者】

③ 評価 (C h e c k)

「処理システム指針」に基づき、本計画の点検及び評価を行っていく。

【実施主体：廃棄物対策審議会】

④ 見直し (A c t)

評価の内容を踏まえ概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、本計画の見直しを行っていく。

【実施主体：市】

第2節 ごみ処理体系

基本方針における将来像と目標値を達成するため、計画目標年次の平成37年度段階で、下図のようなごみ処理体系を目指していくこととする。

中間処理については、当面は既存施設による処理を継続することとするが、必要に応じて新規施設の整備等を検討する。

最終処分場については平成35年度の供用開始を目標に、次期最終処分場の調査・計画・建設を進めていく。

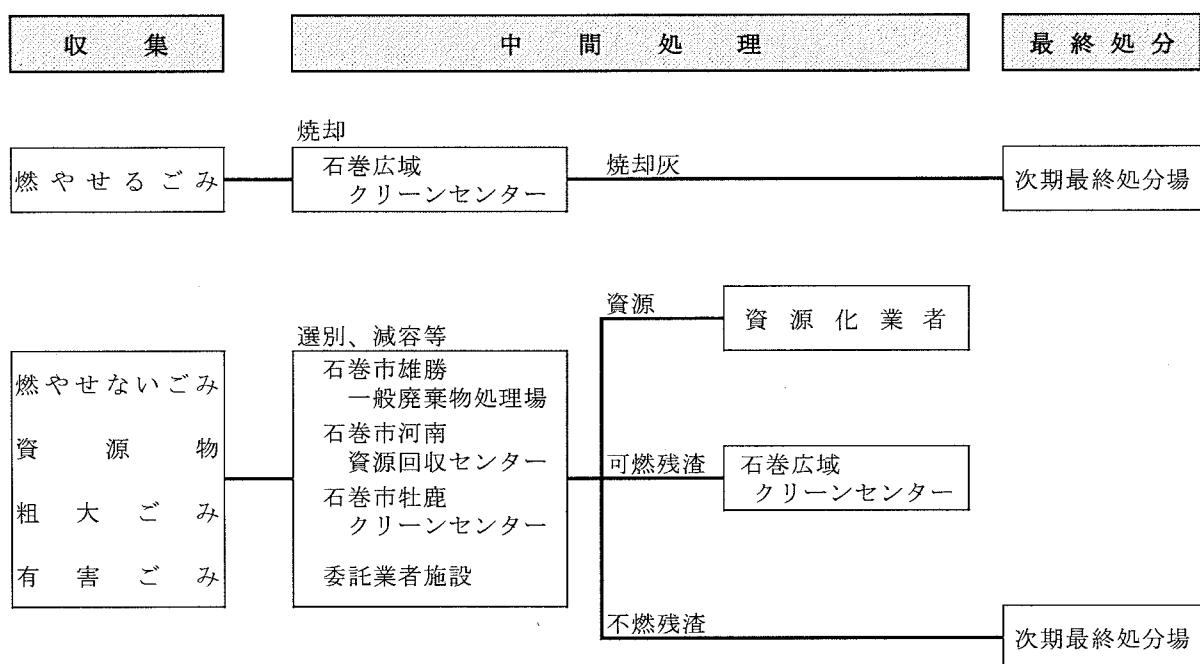


図7-2-1 目標年次(平成37年度)におけるごみ処理体系

第3節 収集・運搬計画

1. 収集区分

排出区分は基本的に現状のままとするが、リサイクル率向上のために、小型家電の回収についても適宜検討していく。

2. 収集運搬体制

収集運搬体制について、東日本大震災の影響による市民の居住移転を踏まえ、適正な排出と効率的かつ均衡のとれたごみ収集を目指し、ごみ集積所の増設や収集エリアの変更等を検討していく。

3. ごみ集積所の適正な維持管理

ごみ集積所については、収集日以外のごみ出し、不適物の排出が見られる場所があるため、管理する自治会や集合住宅管理者等と行政が連携しながら、適正な維持管理ができるように努めていく。また、ごみの適正な排出や減量・リサイクルの推進のために、管理・指導体制を設け、衛生環境の保全、美観の維持に努めていく。

4. ごみ集積所の確保

新たに区画整理事業等を行う場合は、ごみ集積所となる場所を確保し、良好な管理環境による、適正な維持管理を行えるように努めていく。

第4節 減量化・資源化重点施策

1. 家庭系ごみの減量化・資源化に関する施策

1) 環境学習の推進

小中学校等における環境学習を推進する。具体的には、石巻広域クリーンセンター見学時又は学校へのごみ減量講座や、地域等への出前講座を実施し、ごみ問題について認識してもらい、理解と協力を求める。

2) 分別指導の徹底

自治会・衛生推進員等との連携を強化し、ごみの分別指導の徹底に努める。

3) 「雑紙」排出方法の変更

雑紙の資源化を推進するため、排出方法は、現在、「雑紙指定袋」のみとなっているが、これに「紙ひもで十字に縛る」と「紙袋に入れて出す」を追加し、市民が容易に出せるようにする。

4) 布類の回収対象を拡大

資源化を推進するため、回収対象を拡大し、綿製品、ポリエステル製品、アクリル製品等も回収できるようにする。

5) エコクッキングの推進

ごみを少なくする買い物方法、食材を有効に活用する省エネ料理、生ごみの上手な処理方法など、環境のことを考えて、暮らしの中の無駄を少なくするエコクッキング教室を開催し、家庭における生ごみの減量に努める。

6) もったいない生ごみ減量推進

焼却ごみとして排出される生ごみの中には、賞味・消費期限切れの食品が、約 10%を占めているといわれているため、出前講座やイベント等で周知して「もったいない生ごみ」の発生抑制を図る。

7) 集団資源回収の推進

報奨金制度の見直し等を検討し、集団資源回収活動実施団体の増加や、ビン類、缶類、古紙以外の品目の回収を促進する。

8) 消費者としての取り組み

マイバッグ持参の推進や、再使用・長期使用の推進によりごみの減量化に努める。特に、マイバッグ持参によるレジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであるため、事業者と連携して運動を奨励していく。

9) 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

容器包装等の店頭回収の拡大や簡易包装の推進について、販売事業者等の協力を求める。

10) 小型家電リサイクルの推進

本市で掲げている「循環型社会の実現」の目標のもとリサイクルの推進、最終処分量の削減など使用済みの小型家電の回収を行うため本市に適した小型家電リサイクルシステムの構築を検討する。

11) 家庭ごみ処理の有料化

資源ごみとして排出されたものは無料とすることで、ごみ総量の抑制だけでなく分別化の進展も期待できることから、家庭ごみ有料化制度の導入について検討する。

2. 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

1) 分別の徹底と再資源化の推進

減量計画書による計画的取組みの促進、多量排出事業所への立ち入り指導の実施、自己処理責任による処理の徹底、搬入時の分別指導の強化などにより、排出事業所に対してごみの減量及び分別を徹底するように指導していく。

2) 事業所での紙類の減量・資源化

事業所で要望があればごみ減量講座を実施するなど、紙類の可燃ごみへの混入防止策について検討する。

3) 市有施設等における資源化の推進

市有施設における分別の徹底及び再資源化や、市内官公庁における分別の徹底及び再資源化に向け、関係機関に協力を求める。

4) ごみ減量化・資源化協力店の認定

ごみ減量化・資源化協力店として認定された店舗を広く周知し、消費者、事業者及び本市が協働で、ごみ減量化・資源化を図る。

3. その他

1) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物の安全・安心な回収及び処理方法について検討する。また、在宅医療廃棄物を一般廃棄物として取り扱うことが適切かどうかを整理する。

2) 適正処理困難廃棄物の処理

有害性物質を含むもの、危険性を有するもの、火気のあるもの、甚だしく悪臭又は汚水を出すもの、容積又は重量が著しく大きいもの、処理業務を困難にする廃棄物又は処理施設等を損なう恐れがあるもの、自動車のタイヤ、バッテリー、スプリングマット（ただし、粗大ごみとして排出された場合のみ本市で処理する）などの適正処理困難物の処理方法について、市民や事業者に理解してもらうため、ごみカレンダーや市報等を通じて、具体的な処分方法や引き取り先を紹介するなど積極的な情報提供を行う。

3) 不法投棄対策

ごみの適正処理について市民及び事業者に対して啓発を行うとともに、市民や各種団体等の協力を得ながら、県・警察・関係機関との連絡を密にし、不法投棄パトロールを実施するなど、監視体制を強化していく。

第5節 中間処理計画

1. 広域的な取組の推進

廃棄物処理は、全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理ができるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要となる。

特に今回の東日本大震災は、放射能問題をはじめ、これまでに経験しない規模等の被害が発生しており、廃棄物の分野においても、改めて検討することが必要となっている。

現在、本市においては、「燃えるごみ」以外は、合併前の旧市町での処理対応をしており施設が分散している。今後は、施設を集約化し廃棄物を一元的に処理できるよう国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設含む）等も併設した総合的な施設整備をした方が、全体として整備費用、維持管理経費が抑えられる等の長所がある。

今後も安定したごみ処理体制を確保していくため、広域的なメリットも活かし、災害に強いごみ処理施設の「整備・運営」のあり方を関係自治体と協議していく。

2. 中間処理施設のあり方の検討

石巻市牡鹿クリーンセンターについては、平成7年の稼働後、既に20年が経過しており、老朽化が著しいことから、今後のあり方を検討することとする。また、各資源化施設については、併設する最終処分場の閉鎖にともない機能が半減することから、施設の集約化を検討していくこととする。

第6節 最終処分計画

1. 次期最終処分場の整備

現行最終処分場の埋立容量満了の想定が平成34年度であることを考慮し、平成35年度の供用開始を目標とした次期最終処分場の調査・計画・建設を進めていく。

なお、次期最終処分場の容量としては、平成35～49年度における埋立容量（約152,000m³、最終覆土含む）として設定する。推計結果の詳細については、109ページに示す。

表7-6-1 最終処分場整備スケジュール(案)

計画	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 34	H 35	H 36	H 37
一般廃棄物処理基本計画	▶														
候補地選定		▶	▶												
循環型社会形成推進地域計画			▶												
施設基本計画・設計				▶											
生活環境影響調査				▶											
測量・地質調査				▶											
施設実施設計					▶										
建設工事						▶	▶	▶	▶	▶	▶				
供用									▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶

2. 現行最終処分場の適正運用と適正閉鎖

現行最終処分場は閉鎖までの間、基準省令をはじめとした各種法令を遵守した維持管理を行い、閉鎖後も同様の維持管理を行いながら適正に廃止を行う。廃止の際も基準省令の廃止基準に基づいた廃止を行っていく。